

# 第3次西桂町地球温暖化対策実行計画

平成31年度～令和5年度

平成31年3月

山梨県西桂町

# 目次

第1章 基本的事項	
1. 背景・計画目的	3
2. 基準年度・計画期間・目標年度	3
3. 対象範囲	4
4. 対象とする温室効果ガス	4
第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標	
1. 基準年度の温室効果ガス排出量	5
2. 要因別の排出状況	5
3. 削減目標	5
第3章 具体的な取組	
1. 太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの利用の促進	6
2. 施設設備の改善等	6
3. 物品購入等	6
4. その他の取組	6.7
第4章 推進・点検体制	
1. 推進体制	8
2. 点検体制	8
3. 進捗状況の公表	9

## 第1章 基本的事項

### 1. 背景・計画目的

政府は、平成27年7月に開催した地球温暖化対策推進本部において、令和12年度の温室効果ガス削減目標を、平成25年度比で26.0%減とする「日本の約束草案」を決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出した。

更に、同年12月のパリ協定の採択を受け、政府は平成27年12月22日の地球温暖化対策本部において「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、「地球温暖化対策計画」を策定することにした。

これを受け、西桂町においても、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条3項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（第3次西桂町地球温暖化対策実行計画）の策定に務め、温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的に平成31年3月に本計画を策定した。

### 2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成29年度とし、計画期間を平成31年度～令和5年度までの5年間とする。

目標年度については、令和5年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

### 3. 対象範囲

実行計画は、本西桂町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織、施設及び車両を対象とする。

また、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業に対しても、可能な限り、受託者に実行計画の趣旨に沿った取り組みを要請する。

(対象施設及び車両一覧)

管理課名	施設名	管理車両
総務課	本庁舎、ふれあいサロン三ツ峠、総合倉庫、消防センター	トヨタ/プリウス、ホンダ/ステップワゴン、マツダ/デミオ、ダイハツ/ミラ、マツダ/スクラム、日産/リーフ、ホンダ/オデッセイ、消防用指令車
産業振興課		
建設水道課	町営住宅、桂川公園、さくら公園、ランランランド、郷土公園、農村公園、憩の森公園、富士見公園、泉ヶ丘公園、桂ニュータウン公園、マンホールポンプ、水源地水揚機、新高区配水池	
税務住民課		
福祉保健課	西桂保育所、いきいき福祉センター	マツダ/スクラム、ダイハツ/ハイゼットカルゴ、
教育委員会	小学校、中学校、小学校体育館、中学校体育館、小学校プール、教員住宅、学校給食共同調理場、給食室、町民グラウンド、西桂町きずな未来館	トヨタ/ハイエースワゴン、マツダ/スクラム

### 4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる、6種類のガスのうち二酸化炭素を対象とする。

## 第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

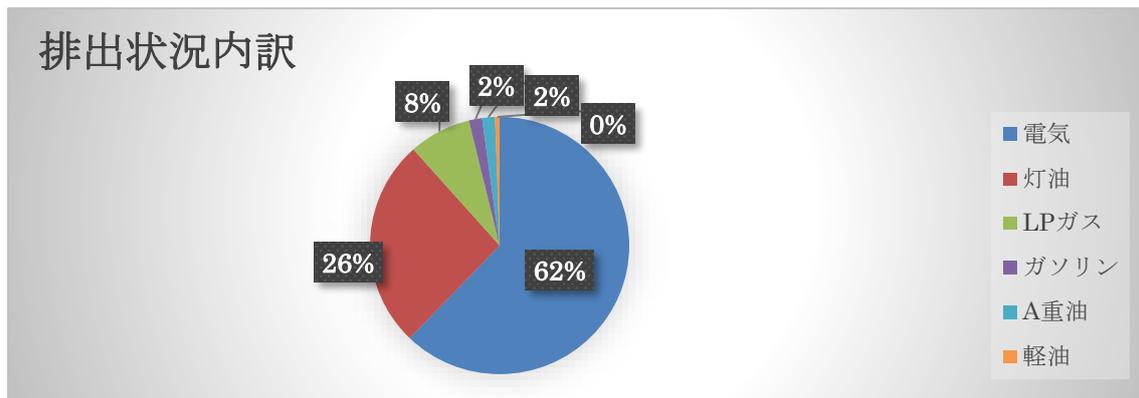
### 1. 基準年度の二酸化炭素排出量

西桂町の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、1,089,733 kg-CO<sub>2</sub>である。

区 分	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1,089,733 kg-CO <sub>2</sub>

### 2. 要因別の排出状況

基準年度である平成29年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、他人から供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の62.21%を占め、次いで灯油の使用が26.22%となっており、この二つの項目で全体の88.43%を占めている。



### 3. 削減目標

平成29年度を基準年として、計画期間の最終年度である令和5年度の二酸化炭素排出量を、約11.14%削減することを目指す。

※最終的には、令和12年度に平成25年度比から26.0%減となる826,671 kg-CO<sub>2</sub>を目標とする。

区 分	基準年度排出量 平成29年度	削減目標	目標年度排出量 令和5年度
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1,089,733 kg-CO <sub>2</sub>	11.14%	968,320 kg-CO <sub>2</sub>

## 第3章 具体的な取組

### 1. 太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの積極導入

- ・西桂中学校に、太陽光発電を平成15年度に導入。
- ・ふれあいサロン三ツ峠に、太陽光発電を平成20年度に導入。
- ・西桂保育所に、太陽光発電を平成22年度に導入。
- ・きずな未来館に、太陽光発電を平成27年度に導入。

### 2. 施設設備の改善等

- ・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ・断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）を導入する。
- ・高効率照明への買い換えを順次行う。
- ・公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリットカーの導入を図る
- ・公共施設の緑化を推進する。

### 3. 物品購入等

- ・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。

### 4. その他の取組

#### ①電気使用量の削減

- ・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。
- ・昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- ・トイレ、調理室等に利用者がいない場合は消灯する。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・OA機器等の電源をこまめに切るように努める。

#### ②燃料使用量の削減

- ・急発進、急加速をしない。
- ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。

③ゴミの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- ・使い捨て容器の購入は極力控える。

④用紙類

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・リサイクル用紙の購入に努める。

⑤水道

- ・日常的に節水を心がける。
- ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。

⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・職員向けに環境保全研修等を行う。
- ・職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
- ・クールビズ・ウォームビズを推進する。
- ・施設の暖房は、利用状況に応じた管理を行う。

## 第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

### 1. 推進体制

「推進本部」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

#### (1) 推進本部

西桂町長を本部長、教育長を副本部長とし、その他、管理職等の構成員をもって組織する。

計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

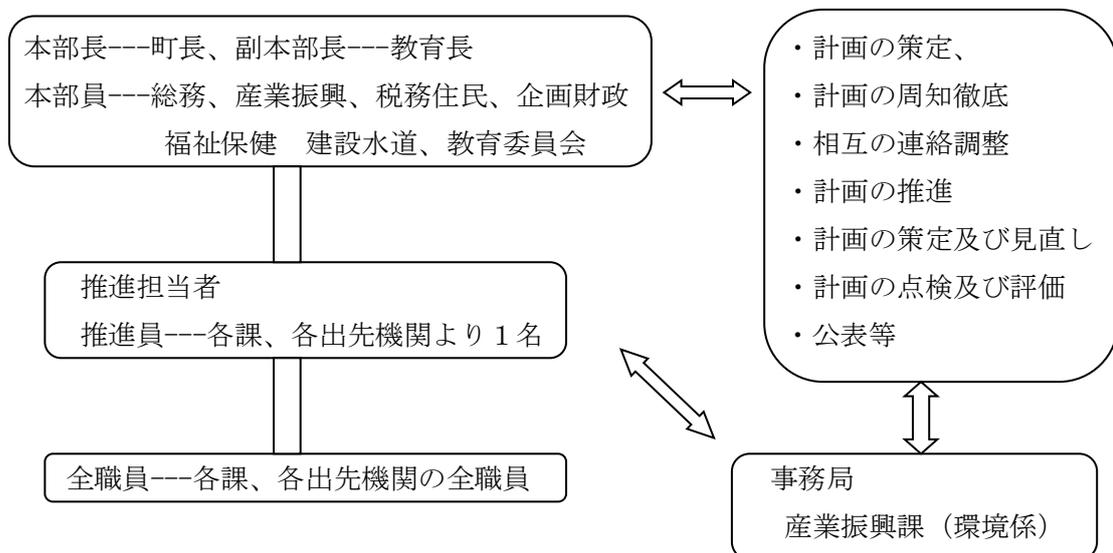
#### (2) 推進担当者

各課及び各出先機関に1名以上の「推進担当者」を置く。「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と点検し、計画の総合的な推進を図る。

#### (3) 事務局

事務局を産業振興課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

### 推進体制組織



### 2. 点検体制

「事務局」は、「推進担当者」をとおり、定期的に進捗状況の把握を行い、「推進本部」において年1回の点検評価を行う。

### 3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回西桂町広報誌やHP等により公表する。